

## 奥州市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年4月13日

奥州市監査委員 及 川 新 太  
奥州市監査委員 松 本 富二朗  
奥州市監査委員 佐 藤 邦 夫

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の実施期日

予備監査 平成29年1月23日、24日、25日及び26日

本監査 平成29年1月27日

#### (2) 監査の対象とした部課等名

協働まちづくり部

地域づくり推進課（各地区センターを含む。）、生涯学習スポーツ課、水沢総合支所事務局及び各総合支所の総務企画課

#### (3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成28年度（平成28年4月1日から平成28年11月30日まで）における財務等に関する事務の執行。なお、一部平成27年度分についても対象とした。

#### (4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

### 2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
地域づくり推進課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
生涯学習スポーツ課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
水沢総合支所事務局	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢総合支所総務企画課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢総合支所総務企画課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川総合支所総務企画課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

水沢地区センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
常盤地区センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
佐倉河地区センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
真城地区センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
黒石地区センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
岩谷堂地区センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺愛宕地区センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
藤里地区センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
米里地区センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
梁川地区センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
古城地区センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
南都田地区センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
北股地区センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
南股地区センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。